

令和3年度大阪府私立高等学校等会計等現地検査結果の概要(授業料支援)

- 実施期間 令和3年7月1日 から 令和3年10月19日 まで
- 検査対象校 53法人 (小学校12校、中学校34校、全日制高等学校54校、通信制高等学校11校)

項目	指摘内容	具体的な問題点	改善に向けて	
補助金の適切な執行	1	就学支援金、授業料支援補助金 その他各種補助金の申請書への記載内容の不備。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の申請日の記載漏れ。 ・申請書の学校受付日の記入漏れ。 ・申請書の確認事項等に係るチェック漏れ・誤り。等 	申請書の記載内容を複数職員でチェックするなど、確認を徹底してください。
	2	就学支援金、授業料支援補助金 その他各種補助金の申請書への添付書類の不備。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書及び添付書類の徴取漏れ。 <ul style="list-style-type: none"> ・「収入状況届出」(就学支援金) ・「事情変更申立書」(授業料支援補助金) ・養護施設に入所していることが分かるもの ・離婚協議中かつ別居中であることが分かるもの ・所得判定を主たる生計維持者・生徒本人で行う場合、扶養関係を確認するための健康保険証 ・特別な事情がある場合の公的機関からの証明書等 ・多子世帯における生徒本人の健康保険証 等 	個別事案で別途書類の徴取等が必要となる場合には、事務処理要領等を確認のうえ、対応するようにしてください。
	3	就学支援金、授業料支援補助金の取扱い(所得判定方法)の誤り。	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が海外在住の場合の取扱いの誤り。 ・生徒本人が成人である場合の取扱いの誤り。 ・年度途中で保護者変更等ある場合の取扱いの誤り。 ・多子世帯の確認誤り。 	個別事案で所得判定方法を適切に行っているか、改めて事務処理要領等を確認のうえ、対応するようにしてください。
	4	就学支援金、授業料支援補助金 その他各種補助金の認定通知書等の不備。	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料支援補助金の認定通知文書の記載誤り。 ・受給資格認定済みの生徒に、不要な通知を行っている。 ・学び直し支援金の認定もしくは不認定結果の通知漏れ。 ・認定通知を生徒保護者専用ホームページに記載し、別途メール連絡を行っていない。 	生徒保護者への通知内容が適切か、改めて確認してください。
	5	就学支援金、授業料支援補助金 その他各種補助金の通知の保管が不適切。	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金等の交付決定通知書の原本が保管されていない。 ・交付申請書等の写しについて、修正後の差替えを行っておらず、正しいものが保管されていない。 	交付決定通知書や額の確定通知書等は、必ず原本を保管してください。なお、交付申請書や交付請求書等は写しを保管することが望ましいです。
	6	学校ホームページによる就学支援金、授業料支援補助金の広報内容に誤り。	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金、授業料支援補助金の制度説明の内容が最新のものに更新されていない。 	既存の広報媒体を確認のうえ、更新漏れがあれば、修正してください。
適正な会計処理	7	会計処理の誤り。	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金等を適切な時期に振替処理をしていない。 ・就学支援金等を適切な費用に充当していない。 ・授業料支援補助金について、前倒し交付された補助金に係る還付・相殺が行われていない。 	学校設置者が代理受領する交付金は預り金処理をして、適切な費用(就学支援金・学び直し支援金:授業料、奨学のための給付金:授業料以外の経費)に振替えてください。授業料支援補助金の前倒し交付対象校は、必ず期日までに相殺、還付してください。
預り金処理	8	預り金処理の誤り。	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金、学び直し支援金、奨学のための給付金について、預り金処理されていない。 ・就学支援金、学び直し支援金、奨学のための給付金について、利息のつく口座に受け入れている。 	学校設置者が代理受領する交付金は、預り金処理を行い、原則として利息等の発生しない口座を指定してください。
その他	9	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料等の減免について、学校法人の減免基準に合致しないものを減免している。 ・学則規定に基づき、授業料滞納者を除籍処分し、後日納入確認後に遡って復籍処分を行っている。 	学則等各種規定に定められたルールに基づいて減免等を行っているか、改めて確認してください。保護者の負担を軽減する目的である就学支援金等を活用し、授業料請求時に軽減を行うなど適切にご判断ください。
その他	10	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード貼付台紙の写しが保管されている。 	個人番号については、学校での保管はできません。保管している場合は、適切に処分を行ってください。